

令和5年度

せい い と こころ え  
生徒心得

いわき支援学校くぼた校

氏名

---



くぼた校での生活は集団生活を学ぶための大切な時期です。

また、集団で生活するには、いろいろな決まりがあります。決まりを守る習慣をつけることは、みなさんが卒業し、社会に出てからとても大切なことです。

この生徒心得は、いわき支援学校くぼた校の生徒としての自覚と誇りをもち、より充実した学校生活が送られることを願い、そのための基準を示したものです。

みなさん一人ひとりの自覚と責任をもって、この心得をしっかり守り、高校生活をより有意義なものにしましょう。

## 1 通学

- (1) 交通規則や公共交通機関利用のルールを守り、安全に通学する。
- (2) 歩きながらの携帯電話の使用や食べ歩きはしないなど、マナーを守る。
- (3) 寄り道はせず、決められた時間・方法で通学する。
- (4) 自転車通学は、許可願を提出し、認められた場合に限る。
- (5) 登下校中に何かあった場合は、学校や家庭に連絡する。

## 2 学校生活

- (1) 登校時刻は8時30分、下校時刻は15時35分とする。16時以降残る場合は、担任の先生に理由を伝え、下校方法や時刻を確認する。
- (2) 先生（くぼた校、勿来高校）や、来客に対してはもちろんのこと、友達同士、勿来高校の生徒に対してもしっかりとあいさつする。
- (3) 5分前行動を心がける。
- (4) 他人のロッカーや下駄箱は開けない。
- (5) 水分補給のために、家庭から水筒（お茶、水）は持ってくるのは良い。
- (6) 校内の自動販売機の使用や弁当購入は、原則として認めない。

### 3 所持品しよじひん

(1) 所持品には必ず名前を書き、なくさないようにする。

また自分の持ち物は責任をもって管理する。貴重品は担任の先生に渡して管理する。

※預けずに失くす、壊れてしまった場合は自分の責任になります。

(2) 必要のないお金や学習に関係のない物（雑誌、ゲーム機、菓子、ミュージックプレイヤーなど）は持っていない。

(3) 携帯電話を持つ場合は、「許可願」を提出し学校の許可を得る。

また、校地内、駅のホーム、公共交通機関（バス、電車）での使用

は禁止とする（※緊急時は除く）。校内でどうしても利用しなければ

ならない場合は、担任の先生に伝える。許可願内のきまりを

守れず何度も注意を受けた場合は、許可願を取り消す場合がある。

#### 4 交友関係こうゆうかんけい

- (1) みんなと協力きょうりよくし学校生活がっこうせいかつを送るおく。
- (2) 友達同士ともだちどうしでも、正しい言葉ただことばづかいを心こころがける。
- (3) 交際こうさいは、高校生こうこうせいとしてのエチケットきより（距離しんたい、身体さわに触らな  
い等など）を守りまも、誤解ごかいのないようにする。
- (4) 男女二人だんじょふたりきりで人気ひとけのない場所ばしょには、いないようにする。
- (5) 自分じぶんや友達ともだちの携帯番号けいたいばんごう、メールアドレスたにんを他人おしに教えない。

また、ネットじょう上に友達ともだちの個人情報こじんじょうほうを載のせない。自分の個人情報じぶんこじんじょうほうも  
同様どうようである。

#### 5 服装ふくそう

##### 【制服せいふく】

- (1) くぼた校指定こうしていのものとする。スカートながの長さみじかは、短くしない。  
ワイシャツ、ネクタイ、ブラウスちやくようの着用むずかが難しい場合ばあいは担任たんにんの  
先生せんせいと相談そうだんし、白いポロシャツしろなどを着用ちやくようしても良いよ。
- (2) 夏季かきは夏服なつふくを着用ちやくようする。ネクタイ、リボンちやくようは着用ちやくようしない  
(夏服期間なつふくきかん 6月がつ～9月がつ)。また、夏服なつふくの上うへにベストちやくようを着用ちやくようするこ  
とは認めみとめない。ただし、気温きおんや体調たいちょうに合わせて、カーディガン  
(黒くろ・紺こん・茶ちゃ・グレーちやくよう)を着用ちやくようしてもよい。
- (3) 肌着はだぎは白しろや無地むじなどの目立たないものとする。

## 【<sup>うんどうぎ</sup>運動着】

- (1) <sup>ていー</sup>Tシャツ、<sup>じょうげ</sup>ジャージ（上下）、<sup>こうしてい</sup>ハーフパンツは、くぼた校指定のものとする。
- (2) <sup>ていー</sup>Tシャツに関しては、<sup>かん</sup>くぼた校指定の<sup>こうしてい</sup>Tシャツまたは、<sup>むじ</sup>無地の<sup>こんいろ</sup>紺色の<sup>みと</sup>ものを認める。

## 【<sup>べると</sup>ベルト】

- (1) <sup>いろ</sup>色、<sup>がら</sup>柄とも<sup>はで</sup>派手でないものとする。

## 【<sup>ぼうかんぎ</sup>防寒着】

- (1) オーバーコートは、できるだけ<sup>くろ</sup>黒、<sup>こん</sup>紺、<sup>ちゃ</sup>茶、<sup>しろ</sup>グレー、<sup>しろ</sup>白などとし、<sup>こうこうせい</sup>高校生として<sup>もの</sup>ふさわしい<sup>ちやくよう</sup>物を着用する。
- (2) <sup>うんどうぎ</sup>ブレザーや<sup>なか</sup>運動着の中に、<sup>ぼうかんぎ</sup>防寒着を着る場合は、<sup>いろ</sup>色が<sup>めだ</sup>目立たないものとする。
- (3) <sup>てぶくろ</sup>手袋やマフラー、<sup>くろ</sup>ネックウォーマーは、<sup>こん</sup>黒、<sup>ちゃ</sup>紺、<sup>しろ</sup>茶、<sup>しろ</sup>白、<sup>グ</sup>グレーなどの<sup>はで</sup>派手でないものとする。<sup>こうない</sup>校内では<sup>ちやくよう</sup>着用しない。

## 【<sup>くつした</sup>靴下】

- (1) <sup>くろ</sup>黒または<sup>こん</sup>紺、<sup>しろ</sup>白とする。<sup>にゅうがくしき</sup>入学式、<sup>そつぎょうしき</sup>卒業式などの<sup>ぎしきてきぎょうじ</sup>儀式的行事の際<sup>さい</sup>は、<sup>くろ</sup>黒または<sup>こん</sup>紺<sup>のぞ</sup>が望ましい。
- (2) <sup>くろ</sup>ストッキングまたは<sup>はだいろけい</sup>タイツは、<sup>むじ</sup>黒または肌色系で、<sup>むじ</sup>無地とする。<sup>ぎしきてきぎょうじ</sup>儀式的行事の際<sup>さい</sup>は、<sup>くろ</sup>黒のみとする。

## 【ひざ掛け等の使用】

とうききかん (1 2月～3月) のひざ掛け等の使用について、使用 方法

および禁止事項は下記のとおりとする。

### 使用方法

- ・ 教室 (特別教室も含む) でのみ、使用する。
- ・ 体育の授業では使用禁止とする。
- ・ くぼた校集会、儀式的行事 (卒業式、終業式、始業式、修了式等) では使用しない。
- ・ 椅子に座る際は、ひざに掛けて使用する。
- ・ 教室移動の際は、たたんで持ち歩く。
- ・ 使用しない時、ひざ掛けはロッカーにしまっておく。

## 禁止事項

- ・肩<sup>かた</sup>にかけたり、頭<sup>あたま</sup>からかぶったりする。
- ・歩く<sup>ある</sup>際に腰<sup>さい</sup>に巻<sup>こし</sup>く。
- ・その他<sup>た</sup>、本来<sup>ほんらい</sup>の正<sup>ただ</sup>しい使用<sup>しよう</sup>方法<sup>ほうほう</sup>以外<sup>いがい</sup>の使<sup>つか</sup>い方<sup>かた</sup>をする。

### 【その他<sup>た</sup>】

- (1) 登校靴<sup>とうこうぐつ</sup>、上履<sup>うわば</sup>き、バッグなどは、特<sup>とく</sup>に指<sup>して</sup>定<sup>い</sup>はないが、色<sup>いろ</sup>、柄<sup>がら</sup>とも派手<sup>はで</sup>でないものとする。
- (2) ヘアゴムはできるだけ髪<sup>かみ</sup>の毛<sup>け</sup>に近<sup>ちか</sup>い色<sup>いろ</sup>とし、飾<sup>かざ</sup>りのついたものは禁<sup>きん</sup>止<sup>し</sup>とする。
- (3) パーマ、マニキュア、染髪<sup>せんぱつ</sup>、化粧<sup>けしょう</sup>は禁<sup>きん</sup>止<sup>し</sup>とする。
- (4) 必要<sup>ひつよう</sup>以上<sup>いじょう</sup>の整髪料<sup>せいぱつりょう</sup>の使用<sup>しよう</sup>は禁<sup>きん</sup>止<sup>し</sup>とする。
- (5) 授業<sup>じゅぎょう</sup>の内容<sup>ないよう</sup>にあわせた服装<sup>ふくそう</sup>（髪<sup>かみ</sup>の毛<sup>け</sup>などの身<sup>み</sup>だしなみも含<sup>ふく</sup>む）を心<sup>こころ</sup>がけること。

## 6 校外生活<sup>こうがいせいいかつ</sup>

- (1) 外出<sup>がいしゅつ</sup>する場合は、行き先<sup>ぼあい</sup>を必<sup>い</sup>ず家<sup>さき</sup>の人<sup>かなら</sup>に伝<sup>いえ</sup>え、身<sup>ひと</sup>分<sup>つた</sup>証<sup>み</sup>明<sup>ぶん</sup>書<sup>しょうめいしょ</sup>を持<sup>も</sup>ってい<sup>い</sup>く。
- (2) 外出<sup>がいしゅつ</sup>は、18時<sup>じ</sup>までとする。保<sup>ほ</sup>護<sup>ご</sup>者<sup>しゃ</sup>と一<sup>いっ</sup>緒<sup>しょ</sup>であれば18時<sup>じ</sup>を過<sup>す</sup>ぎてもかまわな<sup>い</sup>い。
- (3) 家<sup>いえ</sup>の人<sup>ひと</sup>と一<sup>いっ</sup>緒<sup>しょ</sup>のとき以外<sup>いがい</sup>は、外<sup>がい</sup>泊<sup>はく</sup>は禁<sup>きん</sup>止<sup>し</sup>とする。

## 7 アルバイトについて

- (1) アルバイトは原則禁止とする。ただし、アルバイトの実施を希望する場合は、「くぼた校アルバイト規定」によるものとする。
- (2) 金銭的な理由によるアルバイトの実施は認めない。

## 8 運転免許証について

- (1) 運転免許証の取得は、原則禁止とする。ただし、就職内定後、下記の場合に限り認められる場合がある。

○高等部3年生で、進路先(企業)が内定し、学校生活において良好であるもの者。

○就職等の理由で、卒業後に運転免許証が必要と認められる者。

○免許取得にあたり、家庭の十分な協力と監督が得られる者。

○生活グループ、担任、学年主任で承認された後、分校長の面談を実施し、許可を受けた者。

(2) 運転免許証を取得する場合は、「自動車学校入校許可願」と誓約書を提出し、学校長の許可を得る。許可を得られた場合限り「自動車学校入校許可証」を発行する。

(3) 運転免許証を取得した際は、速やかに学校に報告する。

(4) 運転免許証を取得できても、本校在籍中は運転をしないこ

ととする。また、運転免許証は卒業するまで保護者に預け、保管

してもらおうようにする。

(5) 他校生の生徒の運転する自動車やバイクには同乗しない。

## 9 特別な指導

社会のルールや学校の決まりを守れなかった場合は、

特別な指導を行うことがある。